

奈良県税条例施行規則及び奈良県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年八月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十三号

奈良県税条例施行規則及び奈良県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

(奈良県税条例施行規則の一部改正)

第一条 奈良県税条例施行規則(昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「(特別徴収に係る軽油引取税については、県内に事務所又は事業所を有する特約業者又は元売業者の引渡しに係るものにあつては、当該特約業者又は元売業者の県内の主たる事務所又は事業所の所在地。第十三条において同じ。)」を削り、同項第二号中「第九項」を「第十項」に改め、同項第九号中「県内に事務所又は事業所を有しない特約業者又は元売業者の引渡しに係る」を削り、同条第二項の表前項第三号及び第三号の三から第五号まで(同項第三号の三にあつては、課税地を管轄する県税事務所長が奈良県税事務所長であるものに限る。)及び第九号に掲げるものの項中「及び第九号」を削り、同表前項第三号の三(課税地を管轄する県税事務所長が奈良県税事務所長であるものを除く。)に掲げるものの項中「除く。」の下に「、第九号及び第十一号」を加え、「高田県税事務所長」を「中南和県税事務所長」に改め、同表前項第十一号に掲げるものの項を削り、同条第三項中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第二条の二第一項中「(当該所管する県税事務所長が吉野県税事務所長である場合にあつては、桜井県税事務所長)」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十三条中「桜井県税事務所長」を「中南和県税事務所長」に改める。

(奈良県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正)

第二条 奈良県産業廃棄物税条例施行規則(平成十五年十二月奈良県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「同項第九号」を「第九号及び第十一号」に、「同項第九号及

ひ同項第十三号」を「第九号、第十一号及び第十三号」に改める。

第一号様式中「~~奈 税~~」を「 ~~税~~」に、「~~奈良県桜井県税事務所~~」を「~~奈良県
 県税事務所~~」に改める。

第二号様式中「~~奈良県税事務所~~」を「 ~~県税事務所~~」に改める。

第三号様式中「~~奈 税~~」を「 ~~税~~」に、「~~奈良県桜井県税事務所~~」を「~~奈良県
 県税事務所~~」に改める。

第四号様式、第五号様式、第七号様式、第八号様式、第九号様式、第十号様式及び第十一号様式から第十六号様式までの規定中「~~奈良県税事務所~~」を「 ~~県税事務所~~」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年一月五日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に徴収金の賦課徴収及び過料の徴収(以下「賦課徴収等」という。)について奈良県高田県税事務所長、奈良県桜井県税事務所長又は奈良県吉野県税事務所長がした処分その他の手続で、施行日において現にその効力を有するものは、奈良県中南和県税事務所長がした処分その他の手続とみなし、施行日前に賦課徴収等について奈良県高田県税事務所長、奈良県桜井県税事務所長又は奈良県吉野県税事務所長に対してした申告その他の手続で、施行日において現にその効力を有するものは、奈良県中南和県税事務所長に対してした申告その他の手続とみなす。